

# 瀬戸内市立牛窓中学校 P T A 規約

## 第1章 名 称

第1条 本会は牛窓中学校P T Aと称し、その事務局を牛窓中学校内におく。

## 第2章 目 的

第2条 本会は下記の諸項を目的とする。

- 1 保護者と教員が互いに協力し家庭と学校との連絡を密にして教育の成果をあげる。
- 2 家庭、学校および社会における生徒の心身の健全な成長を図る。
- 3 会員の研修を図る。
- 4 教育環境の充実を図る。

## 第3章 会 員

第3条 本会は下に該当するものをもって構成しすべて平等の権利と義務を有する。

- 1 牛窓中学校生徒の父母またはそれに代るもの。以下保護者という。
- 2 牛窓中学校に勤務する校長および教職員。

## 第4章 会 計

第4条 本会の経費は会費、事業収入をもって支弁する。

第5条 会費は生徒一人につき月額300円とする。

第6条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7条 牛窓町外で行われる研修会・役員会については原則旅費の支給を行う。ただし、旅費規程の詳細は次のとおりとする。

- 1 牛窓町内で行われる研修会・役員会については、旅費は支給しない。
- 2 金額については、牛窓中学校教職員の出張旅費規定に準ずる。
- 3 牛窓中学校P T A研修視察については、牛窓中学校P T A会計より支出する。
- 4 瀬戸内市青少年健全育成推進大会については旅費の支給はしない。
- 5 日本P T A中国ブロック研究大会については、旅費は瀬戸内市P T A連合会が負担する。
- 6 母親委員会にかかわる研修会・役員会については旅費は支給しない。

## 第5章 役員を選出および任務

第8条 本会の役員は次のとおりとする。

- |   |     |    |                            |
|---|-----|----|----------------------------|
| 1 | 会 長 | 1名 | 保護者                        |
| 2 | 副会長 | 2名 | 保護者（副会長のうち1名は市P母親委員となる）    |
| 3 | 書 記 | 1名 | 教員                         |
| 4 | 会 計 | 2名 | 教員および保護者（研修委員長が兼ねる）        |
| 5 | 監 査 | 2名 | 保護者（広報・補導委員長・保健委員長の2名が兼ねる） |

第9条 会長の選出については、前年度会長が次期会長候補（全会員の中から）を推薦し、第1回の評議員会及び総会で承認を受けるものとする。

副会長の選出については、第1回評議員会において立候補か現会長の推薦で評議員の中から選出するものとし、第1回評議員会及び総会で承認を受けるものとする。

それぞれ、その任期は1か年とする。ただし引き続き再任してもさしつかえない。

補欠による役員任期は前任者の残存期間とする。

第10条 役員は次のとおりとする。

- 1 会長は会務を統理し、会議の際、議長となる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 書記は本会の庶務をつかさどる。
- 4 会計は本会の金銭および物品の保管を適正にし、収支を正確にして総会の都度これを報告する。
- 5 監査は本会の会計および事業の監査をする。

## 第6章 総会

第11条 総会は定期総会、臨時総会とし、定期総会は毎年初めに1回、臨時総会は必要に応じて随時にこれを開き次の事項を行う。

- 1 規約の変更に関する事項。
- 2 予算の審議と決算の承認に関する事項。
- 3 事業の計画とその報告に関する事項。
- 4 その他本会の目的達成に必要な事項。

第12条 総会は会員数の5分の1以上出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。総会の議事は出席者の過半数で決する。

## 第7章 評議員の選出および任務

第13条 評議員の選出は次のとおり行われ、その任期は1か年とする。

- 1 各学年より5名評議員を選出する。前年度の評議員が世話役として次年度の評議員選出にあたる。1人の生徒につき、3年間の在学中に1度の1年任期とする。ただし本人の希望により再任しても差し支えない。
- 2 評議員は広報・補導委員会、研修委員会、保健委員会の3つのいずれかに所属して、広報・補導委員、研修委員、保健委員となる。
- 3 委員長・副委員長はそれぞれの委員会で委員の互選によって決める。
- 4 教員も広報・補導委員会、研修委員会、保健委員会に分かれて所属する。

第14条 評議員会の任務は次のとおりである。

- 1 各種委員会によって立案された事業計画を審議する。
- 2 その他全委員により委任された事項を処理する。
- 3 評議員に欠員ができたときにそれを補充する。

## 第8章 役員会・委員会とその任務

第15条 役員会は本会の役員で構成し、必要に応じて適時開催する。

第16条 委員会には、専門委員会・母親委員会を置く。

第17条 専門委員会には広報・補導委員会、研修委員会、保健委員会がありその任務は、次のとおりである。

- 1 広報・補導委員会は、広報活動を通じて、PTA会員相互の連携、生徒の安全ならびに健全育成にたずさわる。
- 2 研修委員会は、会員研修、社会教育の企画にたずさわる。
- 3 保健委員会は、会員ならびに生徒の保健衛生および福祉を増進する事業を行う。

第18条 母親委員会は副会長のうち1名、広報・補導副委員長によって構成され、上部団体との連携を図り、主として教育上の問題について話し合い、学校との結びつきを深めるとともに教育についての理解を深める。

第19条 特定の目的を遂行するために特定の委員会を設けることができる。

## 第9章 改正

第20条 この規約は、総会において出席者の過半数の賛成がなければ改正することができない。

## 第10章 慶弔規程

第21条 次の者が死亡した場合は、香典料1万円と生花一基をお供えし、役員が代表者が会葬する。

- ① 牛窓中学校の生徒
- ② 保護者（父母またはそれにかわる者で本校PTA会員）
- ③ 牛窓中学校の教職員

第22条 会員が火事等の不慮の災害にあった場合は、5,000円の見舞金をもって役員が代表者が見舞う。

第23条 上記各項目の適用を受けた者は返礼しないものとする。

第24条 上記各項目以外で必要を生じた場合は、役員で協議処理できるものとする。

## 第11章 その他

第25条 校長はすべての集会に出席して意見を述べるができる。

## 附則

この規約は平成28年4月23日から適用するものとする。

2 令和 3年5月28日一部改訂